

# 鳥取県公報

平成 27 年 10 月 23 日(金) 号外第 9 9 号

每週火·金曜日発行

		目	次	
$\Diamond$	規則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の- 規則(51)(経営企画課)・・・・・ 鳥取県営企業の設置等に関する条例の-		• • • • • • 3
$\Diamond$	教委規則 人委規則	(52) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · 5 · · · · · · 6
		管理職手当に関する規則の一部を改正す職員の職務の級の分類に関する規則の一		9

## ──公布された規則のあらまし

◇鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢 要件が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 婦人保護施設の施設長の年齢要件を廃止する。
  - (2) 施行期日は、平成28年1月1日とする。

# 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸

# 鳥取県規則第51号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成26年鳥取県条例第48号)中第4条第2項の表 の改正規定(天神浄化センター太陽光発電所の項を加える部分に限る。)の施行期日は、平成27年11月3日とす る。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成27年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第52号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鳥取県条例第39号)の施行期日は、平成 28年2月2日とする。

鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月23日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第53号

鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前						
別表(第2	条関係)	別表(第2条関係)						
項目	基準	項目 基準						
職員の配	1 略	職員の配 1 略						
置	2 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する次に掲げる要件を満たす者であること。 (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者であること。 (2)・(3) 略	置 2 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する次に掲げる要件を満たす者であること。 (1) 30歳以上の者であって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。 (2)・(3)略						
略		略						

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

# 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

# 鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(船長等)	(船長等)
第33条 略	第33条 略
(学校看護師長等)	
第33条の2 特別支援学校に、学校看護師長、学校看	
護主幹、学校看護主任及び学校看護師(以下「学校	
看護師長等」という。)を置くことができる。	
2 学校看護師長等は、校長の監督を受け、児童及び	
生徒に対する医療的援助の業務に従事する。	
3 学校看護師長等は、技術職員の中から、教育委員	
<u>会がこれを命ずる。</u>	
(学校栄養主任等)	(学校栄養主任等)
第33条の3 略	<u>第33条の2</u> 略
(教育相談員)	(教育相談員)
<u>第33条の4</u> 略	<u>第33条の3</u> 略
(実習教諭)	(実習教諭)
<u>第33条の5</u> 略	<u>第33条の4</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月23日

> 鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

# 鳥取県人事委員会規則第20号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第21号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
改 正 後  別表第2(第3条関係)  略  備考 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1) 略 (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事	別表第2 (第3条関係)  略  備考 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。 (1) 略 (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振
監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、 主任教授及び検査専門員 (3)~(7) 略 2 略	監、参事監 <u>、経済産業振興監</u> 、通商物流戦略 監、税務専門員、主任教授及び検査専門員 (3)~(7) 略 2 略

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成27年7月1日から適用す る。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第22号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

			改	正後	发							改	正前	ίj			
表第8 医	療職給料表(3	3)級別職務	5分類表(	第2条関係	Ē)				別表第8 医	索職給料表(3	)級別職科	5分類表(	第2条関係	₹)			
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務	略								知事の事務	略							
部局	共通	准看護師	看護師	係長					部局	共通	准看護師	看護師	係長				
			准看護師									准看護師					
教育機関	特別支援学		学校看護	学校看護	学校看護	学校看護											
	校		師	主任	主幹	師長											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。